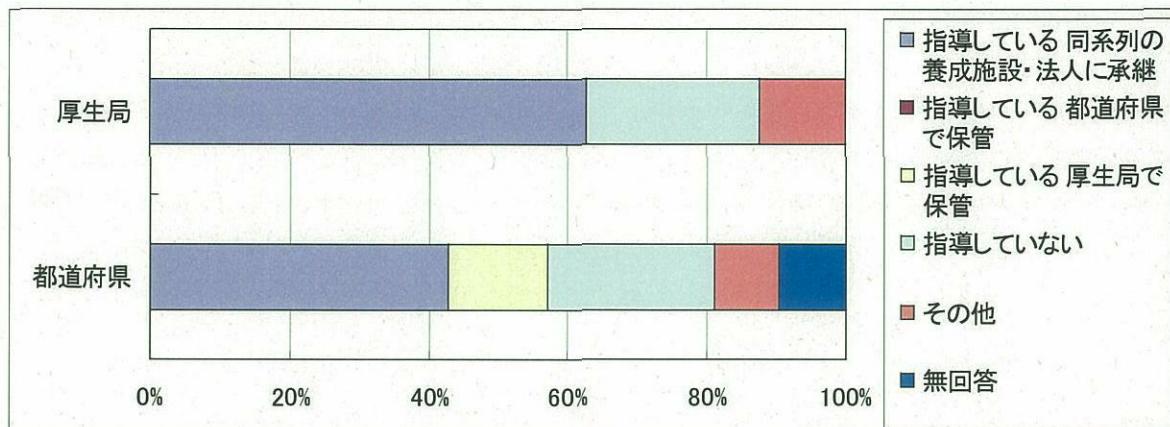


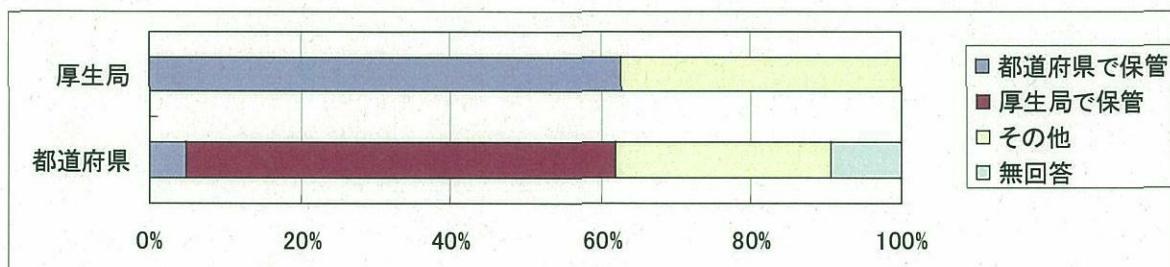
5 養成施設又は法人が廃止された場合の学籍簿等の承継

ア 学籍簿等の保管に関する指導状況

養成施設が廃止された場合における過去の在籍生徒の学籍簿等の保管について、「同系列の養成施設で保管する」よう指導している厚生局は5件（62.5%）、都道府県は9件（42.9%）となっている。



また、承継する養成施設または法人が存在しない場合は、「都道府県で保管」としている厚生局は5件（62.5%）都道府県は1件（4.8%）となっており、「厚生局で保管」としている厚生局は0件（0.0%）、都道府県は12件（57.1%）となっている。



「その他」とした厚生局3件（37.5%）、都道府県6件（28.6%）は以下のとおりとなっている。

厚生局・都道府県	
○	厚生局と都道府県との交渉
○	廃止された養成施設の設置者が保管するよう指導
○	各都道府県にある理容師美容師養成施設協議会等の養成施設団体で協議すべきではないか

イ 厚生局での保管

厚生局で学籍簿等を保管することについて、「可能」は4件（50.0%）、「不可能」は4件（50.0%）となっており、「不可能」な理由は以下のとおりとなっている。

厚生局	
○	個人情報保護の観点から不適当
○	紙媒体では分量が多いが、電子媒体でなら可能
○	保管場所の確保が困難
○	都道府県が適切と考える